

伝送方式の種類

品目	販売品目合計
1. 電気機械器具	1,234,567
2. 電気機械器具の部品	567,890
3. 電気機械器具の材料	123,456
4. 電気機械器具の修理費	78,901
5. 電気機械器具のリース料	34,567
6. 電気機械器具の廃棄費	12,345
7. 電気機械器具の運送費	9,876
8. 電気機械器具の保険料	5,432
9. 電気機械器具の税金	2,109
10. 電気機械器具の雑費	1,234
11. 電気機械器具のその他	1,234
12. 電気機械器具の合計	2,062,812

- 注 1 専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
- 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別案とすること。
- 3 伝送方式の種類（同種及び非同種）ごとに別案とすること。
- 4 高圧ごとに別案とすること。
- 5 他の電気通信事業者との通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
- 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 7 接続専用回線については、別案に別開すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に拘らず、項目を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 号とすること。

注 1 専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）については記載すること。
 注 2 契約約款等において規定するサービスの区分けとこれに別表とするること。
 注 3 広域方向の通信（同定及び非同相）ごとに別表とするのこと。
 注 4 任意のところに設置すること。
 注 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在地が都道府県界間で設定されたものとして記載すること。
 注 6 新たに回線を増設しない品目については、記載を要しない。
 注 7 接続専用回線については、別表に再掲すること。
 注 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の略号は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注 9 記載する設備の動作に不可欠な周辺機器も記載すること。
 注 10 用電の大きさ又は、日本産業規格A列の値とすること。

注1	専用設備（映像伝送専用及び所定通信専用を除く。）については記載すること。
注2	契約約款等において規定するサービスの区分区分と別表とを一致させること。
注3	伝送方式の種類（回線及び赤外線）ごとに別表を一致させること。
注4	品名と品名を略すること。
注5	電気伝送事業事業者の電気伝送設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県コードで規定されたものとして記載すること。 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
注6	接続専用回線については、別表に再掲すること。
注7	（伝送方式の略）記載する都道府県の順序は、日本企業接納都道府県コードの番号の順序によること。
注8	記載する都道府県の数に1及び4を超過して記載すること。
注9	用紙の大きさは、日本企業接納A判4号とすること。

[illegible]

注 1 専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）については記載すること。
 注 2 契約約款等に於いて規定するサービスの区分けとこれに別表とする。
 注 3 任意の方式（同種及び非同種）ごとに別表とする。
 注 4 地方ごとに別表とする。
 注 5 特定の事業者の提供を義務付け、継続して公開については、当該回線を利用する者の所在地が都道府県境で設定されたものとして記載すること。
 注 6 新たに回線を継続しない品目については、記載を要しない。
 注 7 接続専用回線については、別表に再掲すること。
 注 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の略号は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注 9 記載する事業者の略号は、日本産業規格事業者略号によること。
 注 10 用回の大きさ又は、日本産業規格A列の値とすること。

品目 AM伝送

[illegible]

注 1 専用設備（映像伝送専用及び音声伝送専用を除く。）については記載すること。
注 2 契約約款において規定するサービスの細区分ごとに実施すること。
注 3 電気工事の経費（増設及び非常用除く）と算定すること。
注 4 品目ごとと区別すること。
注 5 伝送方法を経路も含めて詳細な設備と区別すること。また、当該設備を利用する者の所在地を都道府県単位で設定されたものとして記載すること。
注 6 接続する品目については、品目ごとに記載すること。
注 7 特殊専用設備については、品目に限定すること。
注 8 「転送設備」の欄に記載する転送設備の呼称は、日本電気規格都道府県コードの番号の順序によること。
注 9 転送する転送設備の型に、場及び場を指定すること。
注 10 用紙の大きさは、日本電気規格 A4 用紙とする。

伝送方式の種類

50bit/s

事業者名 西日本電信電話株式会社

[illegible]

注 1 専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）については記載すること。
 注 2 契約約款等に於いて規定するサービスの区分けとこれに別表とするること。
 注 3 広域方式の通信（同定及び非同相）ごとに別表とするのこと。
 注 4 伝送方式に別表とするのこと。
 注 5 特定の事業者の提供を前提とする接続サービスについては、当該回線を利用する者の所在地が都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 注 6 新たに回線を納めしない品目については、記載を要しない。
 注 7 接続専用回線については、別表に再掲すること。
 注 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の略号は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注 9 記載する事業者の略号は、国及び地方自治体の略号によること。
 注 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列用紙とすること。

- 注 1 乗用車用（映像伝送専用用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
- 注 2 契約約款等において規定するサービスの細区分と区別すること。
- 注 3 伝送方式の略称（両方及び両方）と区別すること。
- 注 4 品目ごとに記載すること。
- 注 5 物の電気的連通サービスの電気的接続と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在地と都道府県間が設定されたとしと記載すること。新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
- 注 6 接続回線網については、品目に再掲すること。
- 注 7 都道府県の順に記載する都道府県の順序は、日本企業業種都道府県コードの番号の順序によること。
- 注 8 記載する都道府県の数に反し、項目及び価額を増加すること。
- 注 9 用紙のききばは、日本企業業種 A 列 4 番とすること。

 4800bit/s[illegible]

- ① 専用施設（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）については記載すること。
- ② 契約約款等において規定するサービスの細区分については記載すること。
- ③ 伝送方式の種類（衛星及び有線）ごとに分類すること。
- ④ 品目ごとと写像するものとする。
- ⑤ 他の衛星通信サービスの提供設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の都道府県開設で設定されたものとして記載すること。
- ⑥ 新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
- ⑦ 移動衛星回線については、別項に規定すること。
- ⑧ 「伝送サービス」欄記載の衛星通信サービスの日本電業規格コードの番号の順序によること。
- ⑨ 記載する都道府県の数に比例し、欄及び行を適宜増減すること。
- ⑩ 用紙の大きさは、日本電業規格 A4 号とする。

注 1 専用設備（映像伝送専用及び所定通信専用を除く。）については記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの区分区分と別表とを、当該区分と、
3 伝送方式の区分（両向及び非両向）とを、当該区分と、
4 品目とを区別するものとする。
5 電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在地を都道府県間で指定されたものとして記述すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別表に再掲すること。
8 「伝送方式の区分」を都道府県コードの順に記述すること。日本電気規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 伝送方式の区分を都道府県コード及び番号を連置増設すること。
10 用紙の大きさは、日本電気規格 A4 4 号とすること。